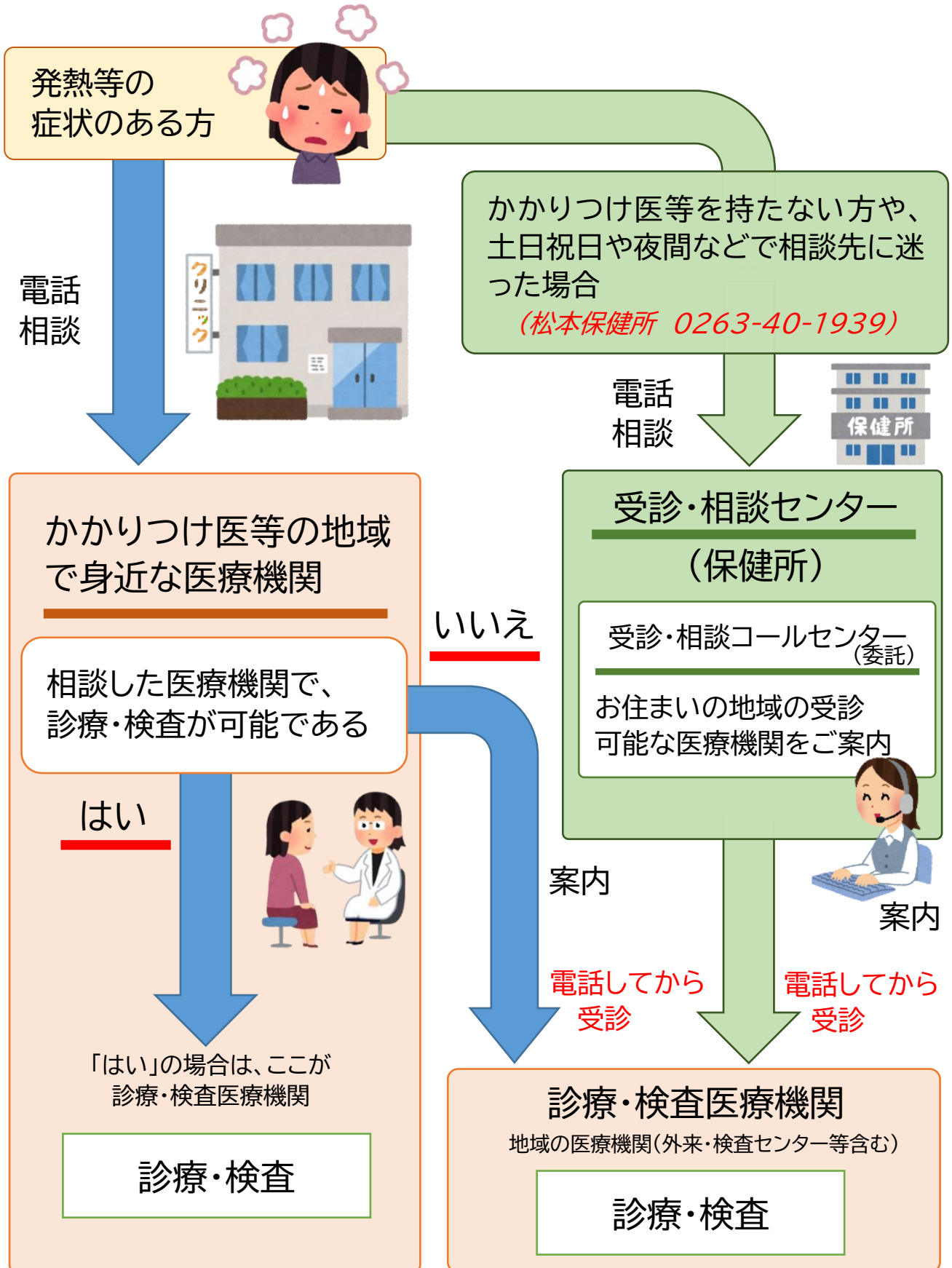


季節性インフルエンザ流行期における新たな相談・受診・検査の流れ

令和2年11月17日から



電話相談の際のお願い

松本保健所（0263-40-1939）への電話は、まず、24時間受付を行う「受診・相談コールセンター」（民間委託）につながります。

お電話の際は、症状がある方のご住所・居所からお話してください。

症状等の状況をお伺いしたうえで、お近くの診療・検査医療機関をご案内しますので、改めて医療機関に電話していただき、診察時間などを確認してから受診していただくようお願いします。

状況をお聞きする中で、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合や、感染者との接触があった場合などは、保健所の保健師から折り返しのご連絡をさせていただくことがあります。